

# 公益社団法人 岡山県社会福祉士会 準会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条第4号の規定に基づき、準会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (準会員)

第2条 準会員とは、社会福祉士の有資格者ではない者で、本会の趣旨に賛同し、社会福祉士資格取得後は正会員として入会する意志があり、次の各号のいずれかに該当し、所定の入会手続きを行った者という。なお、準会員の通称は「未来会員」とする。

- (1) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
- (2) 社会福祉士養成施設又は社会福祉士養成課程に在籍している者
- (3) その他、会長が特に認める者

## (有効期間)

第3条 準会員(未来会員)の有効期間は、入会した日から、その当該年度の末日までとする。ただし、準会員(未来会員)は入会した日から起算して5年目の年度末までを在籍期間の上限とする。

- 2 社会福祉士資格を取得した者又は入会后、5年を経過した者は準会員(未来会員)の資格を失う。
- 3 前項に該当する場合は、すみやかに準会員証を事務局に返納しなければならない。

## (特典)

第4条 準会員(未来会員)は、次の各号に掲げる特典を得ることができる。

- (1) 準会員(未来会員)証の交付
- (2) 広報紙・研究誌等本会発行物の送付および情報提供
- (3) 本会会員メーリングリストへの登録
- (4) 本会主催の国家試験対策講座の割引
- (5) 本会主催研修の会員価格での受講及び参加
- (6) 本会会員交流会・懇親会への参加
- (7) その他、本会の委員会活動等への参加

## (入会手続き)

第5条 準会員(未来会員)として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を本会事務局へ提出しなければならない。

## (会費)

第6条 準会員(未来会員)の会費は、無料とする。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、2012年1月27日から施行する。
- 2 この規程の名称を、2019年4月1日公益社団法人移行に伴い変更する。
- 3 この規程は、2024年4月1日から施行する。